

困った時は  
一人で悩まず  
「行政相談」を  
ご利用ください



行政相談とは、総務大臣から委嘱を受けた相談委員が、皆さんと行政機関等の間に立って、公平・中立な第三者的立場からあつせんを行い、苦情等の解決を図るとともに、皆さんの声を行政運営の改善に役立てるものです。

行政相談委員として次の方々が4月1日付で委嘱されました。

- 山口 実 委員(再任)
- 磯田 喜次 委員(再任)
- 山中 澄子 委員(再任)
- 松本 直子 委員(新任)

男女共同参画週間講演会を  
開催します!



市民生活課 ☎26-1133  
seikatsu@city.chichibu.lg.jp

コロナ禍において外出もままならず、筋力低下による運動不足が懸念されています。そこで、健康運動指導士をお招きし、安全・安心に運動に取り組むポイント、手軽な運動事例などを紹介いただきます。

秩父市の行政相談(無料)  
いずれも午後1時～3時

市役所本庁舎 2階相談室	毎月第3月曜日
吉田総合支所	毎月第1月曜日
大滝総合支所	毎月第4月曜日
荒川総合支所	毎月第2月曜日

行政苦情110番

相談は全て無料で秘密は守られますのでお気軽にご利用ください。

このほか、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。

- ☎0570-1090110
- ☎048-600-2336
- HP「行政苦情110番」で検索
- ☎市民生活課 ☎26-1133

生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会において、その個性と能力を発揮するためにも重要です。「誰もが等しく健康に生きる」ということを、運動を通して考えてみませんか?

とき 6月20日(日)午後1時開場  
1時30分開演

ところ 福祉女性会館 集会室  
講師 健康運動指導士  
島崎 伸二氏

定員 80人 参加費 無料

持ち物 飲み物、タオル  
※軽い運動のできる服装、靴でお越しください。

西武線沿線サミットフォトコンテストの作品募集

「未来に残したい西武線沿線の風景」をテーマに名所、イベント、風景などを題材にした写真のフォトコンテストを行います。

応募作品 令和元年8月1日以降に撮影されたもの(詳細は、市HPを参照)

応募票 市役所本庁舎1階総合案内横、各公民館、図書館、地域政策課などに設置。(市HPよりダウンロード可)

応募締切 7月30日(金)※当日消印有効

申・問 地域政策課 (☎22-2823)  
へ郵送 (〒368-8686 熊木町8-15) または持参



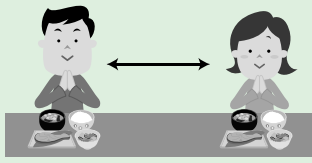
消費生活センターからのお知らせ

消費者が

意見を伝える際のポイント

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、消費生活の側面においても、これまでにはあまり経験のないさまざまな変化が見られます。

通信販売の利用の増加、インターネット情報の真偽の判別、飲食店やスーパーでの新しいマナーへの対応など、消費者としてこれまで以上に注意深い行動が求められる場面が増えていくのではないのでしょうか。



消費者庁ウェブサイトでは、新型コロナ関連消費者向け情報を公表していますが、今回はこの中から消費者が意見を伝えるポイントをご紹介します。

自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、意見を伝えるときには次の3つのポイントを参考にしてみてください。

ポイント1 ひと呼吸、置こう! 怒りに任せた発言は逆効果です。ひと呼吸置いて冷静に。

ポイント2 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう!

返品・解約などの希望、またその理由を明確に、丁寧に。

ポイント3 事業者の説明も聞きましょう!

一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。ことばや態度がエスカレートすると問題の解決から遠のいてしまうこともあります。

消費者と事業者とが理解・協力し合って、感染拡大の予防と社会経済活動が両立できるよう心掛けていきたいものです。

ご心配なことがあれば消費生活センターにご相談ください。

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝祭日はお休み)  
午前9時～正午、午後1時～4時  
☎25-5200



担当部署が不明の場合や「緊急」の場合は、「おきがるコール」へご連絡を!